

監査委員事務局共同設置の有効性に関する調査報告書

参考資料編

(事務局提出資料)

(組織的監査による品質管理機能の向上 関連資料)

資料1-1	監査調書	1
資料1-2	現在の定期監査等の事務手続きの流れ	2
資料1-3	令和2年度 定期監査実施要領 (案)	3

(リスクアプローチの導入 関連資料)

資料2	リスクマトリックス資料 一部抜粋	4
-----	------------------	---

(監査資源の効率的な配分と新たな監査の実施 関連資料)

資料3	監査委員事務局職員の体制	6
-----	--------------	---

(指導機能の発揮と監査の透明性 関係資料)

資料4-1	両市の共同設置前の定期監査結果報告書 (抜粋)	7
資料4-2	両市の共同設置後の決算審査等意見書、定期監査結果報告書 (抜粋)	8
	2市比較したとき計算根拠を比較検証した結果判明したもの	8
	指摘事項 (法令や規則に反している、金額が適正でないなど) の事例	9
	指導事項 (業務の見直しを要するものなど) の事例①～③	10

監査調書 (監査基準第 9 条関係)

監査の種類	
定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項)	
監査の対象及び着眼点	
市における事務・事業の全般を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施し、市の事務・事業の問題点やその原因を指摘し、または、是正、検討、改善を求める。	
実施手続き (試査 ・ 精査)	
実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧、他 ()	
実施場所及び実施日時	
〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日 15 時 00 分～15 時 30 分
出席者	
監査委員及び事務局 監査委員、事務局 3 名	相手方所属・氏名 〇〇〇〇
所見	
指摘事項及び意見 (要望事項) 相当として検討が必要な事項	
予備的事項・その他必要と認められる事項	
その他特記事項	
監査・ヒアリング概要	
別紙回答のとおり	

(注) 別紙回答のとおりとは、提出された資料や質問への回答です。

現在の定期監査等の事務手続きの流れ

- ① 監査委員会議で監査スケジュールや監査テーマを決定する。

ポイント リスクアプローチの導入と監査資源の効率的な配分

- ② 市長等に監査実施を通知する。
- ③ 監査対象部署に定例的なものとテーマに係る資料提出を求める。
- ④ テーマ等に基づき、事務局が監査対象部署に質問をし、回答を提出してもらう。
(一般的にいう予備監査(調査))

ポイント 従来は、予備監査(調査)の段階で「なれ合い」が発生し、監査委員まで報告が上がらない可能性があったと考えられる。

- ⑤ 提出された内容について監査委員会議で協議検討を行う。
指摘(指導)事項にするもの、再度質問するもの、当日再確認するもの、回答にて確認を終えるものなど協議し、監査委員に分類してもらう。
- ⑥ 再度質問したものを含め、監査委員ヒアリングを実施する。
- ⑦ 事務局が監査調書を作成する。
- ⑧ 監査委員が、最終的に指摘(指導)事項とし報告書に記載するとしたものを決定し、講評を実施する。
- ⑨ 指摘(指導)事項に決定されたものを事務局内部で検討協議を行い、必要に応じ再質問するなどして、個別事項として文書を作成する。
- ⑩ 課長に事実確認を実施する。
- ⑪ 事実確認をされたものを踏まえ、監査委員が最終的な意見をする。
- ⑫ 部長照会(弁明と見解)を求める。

ポイント ⑦～⑫の工程で、品質管理機能の向上を図っている。

- ⑬ 弁明と見解を踏まえ、必要に応じ、監査委員が確認する。
- ⑭ 市長及び議会等へ結果の報告を提出し公表する。

令和2年度 定期監査実施要領 (案)

1. 監査の対象

今回対象となる部署の事務及び事業を、前回対象とした期間以降を対象とする。ただし、そのうち、令和元（平成31）年度のものを中心に監査の対象とする。

2. 重点監査事項

① 全庁的重点監査事項

各部署の補助金（負担金・交付金を含む。）について、交付事務の適正性、事業の目的、期待される効果にかなったものとなっているかなどについて監査を実施する。特に、補助対象経費や、審査基準が明確になっているかを注視する。

② 各部署別重点監査事項

監査対象部署の事業の特性や事業執行上のリスクを考慮して、選定を実施する。

その中でも、財務会計システムのデータを活用し、物品管理、支出負担行為の変更決議書、予算流用、予備費充当、プロポーザルによる契約、施設の法定検査状況などの事項を注視する。

また、シルバー人材センターとの契約についても注視する。

特に、支出負担行為の変更決議書、予算流用、予備費充当は、システムデータを参考に抽出して審査を行う。

リスクマトリックス資料 一部抜粋

発生率と影響度はこの監査の視点に基づいてそれぞれ判定していくこととする。

発生率は、原則、起票する件数等を判定の基準とし、その発生率（判定0～3）とする。

影響度については、原則、1件あたりの起票金額が高額なものほど、問題が発生した場合の影響度が高くなることから、1件あたりの起票金額の平均を判定の基準とし、その影響度（判定0～3）とする。

そして、発生率と影響度を掛け合わせたそれぞれの区分を合計した数値が大きい程監査の頻度が高くなる仮判定とする。

なお、区分については、「1」「2」の区分けを、およそ全体の半数近くの分布とし、「2」「3」を上位のおよそ10%前後の分布とすることとする。（公営企業会計は除く）

次に、AからIまでの項目について、発生率×影響度を行い、各項目の値を示し、その値を合計した数値を小計とする。そして、公営企業会計に30点を加算したものを合計値とし、点数による監査期間の試算を行うこととする。

監査期間については、監査委員より、学校やこども園、各種施設等は直接契約行為をすることがないことから、内部の各部署を重視し、従来よりも期間を開けて実施するとの意見があったことから、合計点数5点未満の部署は、5年以上か、必要に応じての間隔と設定した。また、10点未満は間隔4年、20点未満は、間隔3年、20点以上は間隔2年を基本の値と設定した。

そのうえで、本庁は一部を除き、原則隔年とするなどした最終的な監査サイクル表を作成している。

以上の方法により、令和2年度以降のリスクマトリックスや監査サイクルの決定は、今までのすべて主観で行われていた判断を、一般会計・特別会計においては、財務会計システムの基礎データを利用し、客観的で基礎的な数値で仮算定を示すことを行っている。

監査委員は、そのリスクマトリックスに基づく監査サイクルを決定したものについて、監査計画を作成する際に、過去数年間の監査経験、その指摘状況、社会的状況を踏まえ、当該年度の監査の実施について検討してもらうこととする。

リスクマトリックス表 (一部抜粋)

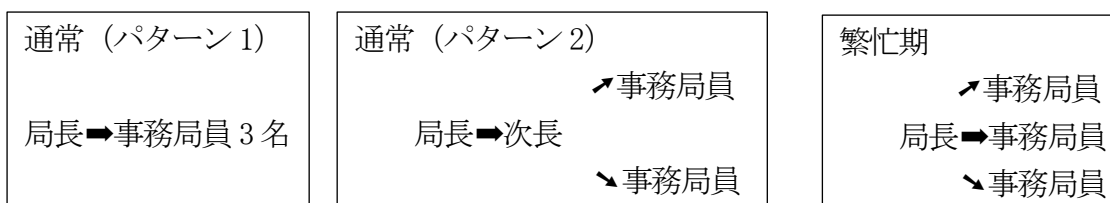
No.	課名	A 収入 事務			B 現金等 取扱事務			C 徴収 事務			E 支払 事務			F 補助金等 支出事務			G 契約 事務			H 財産管理 事務			I 備品管理 事務			合 計
		発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	発生 率	影響 度	値	
1		1	1	1	0	0	0	0	0	2	2	4	2	1	2	1	1	1	0	0	0	1	2	2	10	
2		1	2	2	0	0	0	2	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	10	
3		1	1	1	2	3	6	2	1	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
4		2	1	2	2	3	6	2	2	4	2	2	4	2	3	6	1	1	1	0	0	0	0	0	23	
5		1	1	1	0	0	0	2	2	4	3	1	3	1	2	2	2	4	2	2	4	3	3	9	27	
6		2	3	6	0	0	0	2	3	6	1	3	3	1	1	1	1	3	3	3	9	0	0	0	28	
7		1	1	1	2	2	4	2	2	4	2	1	2	2	1	2	2	1	2	0	0	1	3	3	18	
8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	1	1	2	2	3	3	9	1	2	2	16	
9		2	1	2	0	0	0	2	2	4	2	1	2	3	1	3	2	4	3	3	9	1	1	1	25	
10		3	3	9	2	3	6	2	3	6	3	2	6	3	3	9	3	1	3	2	2	4	1	2	45	
11		2	3	6	0	0	0	2	3	6	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	16	
12		1	1	1	2	2	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	11	
13		1	1	1	2	3	6	2	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	12	
14		1	1	1	2	3	6	2	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	11	
15		1	1	1	2	2	4	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	8	
16		1	2	2	0	0	0	2	3	6	1	1	1	2	1	2	1	3	3	2	6	0	0	0	20	
17		3	1	3	0	0	0	2	2	4	2	1	2	2	2	4	3	2	6	0	0	1	1	1	20	
18		1	1	1	0	0	0	2	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	6	
19		2	2	4	2	2	4	2	2	4	3	3	9	2	2	4	2	1	2	0	0	1	1	1	28	
20		3	2	6	2	1	2	2	2	4	2	3	6	2	1	2	3	3	9	2	3	6	1	3	38	

監査サイクル表 (一部抜粋)

部課名(R2.4.1現在)	旧サイクル	新サイクル	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	3	4		○		
	必要に応じて	4		○		
	2	3	○			○
	2	2		○		○
	必要に応じて	2		○		○
	毎	2	○		○	
	2	2	○		○	
	-	2		○		○
	2	3			○	
	2	2		○		○
	毎	2	○		○	
	2	2		○		○
	2	3		○		
	2	3		○		
	3	3	○			○
	3	3		○		
	3	4			○	

監査委員事務局職員の体制

- ・令和元年度まで 局長の下に 2名ずつ2班体制を基本とし、住民監査請求時などは、局長の下にそれぞれ1名ずつの業務配分により、各種監査を所管して対応できる。
- ・令和2年度は、局長の下に3名1班もしくは、局長と次長の下に1名2班を基本としている。ただし、繁忙期は局長の下にそれぞれ1名ずつの業務配分により、各種監査を所管して対応できる。



両市の共同設置前の定期監査結果報告書（抜粋）

（平成27年度定期監査結果報告書抜粋 瀬戸内市）

指摘事項

いきいき長寿課 監査の結果

地域包括支援センター業務委託料において、請求遅れによる支払遅延が認められた。業務委託契約書に従い適正な事務執行をされたい。

健康づくり推進課 監査の結果

ア 各種講習会等参加費において、1件（3,000円）二重調定が認められた。事務の執行を適正にされたい。

イ 出勤簿に押印もれがあった。適正に管理されたい。

ウ 有給休暇簿に決裁印もれがあった。適正に管理されたい。

意見

いきいき長寿課 監査の結果

USBメモリ使用台帳に返却日、返却者印、確認者印がなかった。
適正に記録して残されたい。

（平成27年度定期監査結果報告書抜粋 備前市）

危機管理課 （監査意見及び要望）

支出事務

- ・交際費・食糧費使用伺票について、精算額が未記入のものが見受けられたので、記入漏れのないように注意されたい。
- ・物品購入（修繕等）伺書について、決定欄が印字されているもの、検収月日が未記入のものが見受けられた。決定欄は伺書の決裁後、費用が確定した後に、検収月日は物品の納品日、あるいは修繕の完了した日を手書きで記入するなど、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。
- ・物品購入事務について、納品書に検収印がないものが見受けられた。納品書は、検査検収日を確認する証拠書類となるものであることから、備前市会計規則に基づき適正に事務処理されたい。

補助金等支出事務

- ・交通安全対策協議会補助金について、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書がなかった。備前市補助金等交付規則等に基づき適正に事務処理されたい。

その他事務

- ・当該部署が所管する各種事務局の運営に関して、現金出納簿はコンピューターで作成されているとのことだが、月末等に定期的に通帳残高と突合するなど、適正な事務局の管理運営に努められたい。

両市の共同設置後の決算審査等意見書、定期監査結果報告書（抜粋）

【事例】 2市比較したとき計算根拠を比較検証した結果判明したもの

（平成29年度決算審査等意見書抜粋 30年8月備前市）

消防団員福祉共済制度の掛金について

消防団は、消防組織法（昭和22年法律226号）に基づき、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的として設立された機関である。備前市消防団員（以下「団員」という。）の定数については、備前市消防団の定員、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第224号）により定められており、29年度における定数は1,154人とされている。

市は、団員が死亡し又は障害を受けた場合等に団員等の福祉厚生等を図ることを目的とした消防団員福祉共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している。共済制度に加入するに当たっては、掛金を支払う必要があり、その掛金は、4月1日からの加入者については、一人につき年間3,000円、5月1日以降の加入者については加入時期に応じた額とされている。

29年度における共済制度に係る支出について確認したところ、市は、年度当初に団員の定数1,154人に対し一人当たり3,000円を乗じた額である346万2000円を支払っていた。

しかし、前記のとおり、掛金は、4月1日現在の団員の人数（以下「実人数」という。）を基礎として算定されるべきであり、団員の定数を用いて算定する必要はなかったと認められた。

そこで、実人数を基に29年度の掛金を試算すると、実人数1,036人に対し、一人当たり3,000円を乗じた額310万8000円となり、35万余円程度節減できたと認められた。

表 共済掛金の過去の決算の状況

区分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
定数で支出した 決算額	3,462,000円	3,462,000円	3,462,000円	3,462,000円	3,462,000円
実人数で加入した 場合の金額	3,177,000円	3,195,000円	3,072,000円	3,132,000円	3,108,000円
差	285,000円	267,000円	390,000円	330,000円	354,000円

（注）25年度から29年度の5年間の合計は162万6000円となる。

したがって、共済制度に係る掛金については、今後、実人数を用いて算出した額により支払うよう改善する必要がある。

（平成 30 年度定期監査結果報告書抜粋 瀬戸内市）

指定金融機関等の検査が実施されておらず法令等に違反しているもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)によると、会計管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、指定された金融機関(以下「指定金融機関」という。)等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないこととされている。

また、瀬戸内市会計規則(平成16年規則第46号)において、指定金融機関等の検査については、原則として、四半期ごとに行うことなどとされている。

指定金融機関等の検査について確認したところ、会計管理者は、政令等に定められている指定金融機関等の検査を行っていなかった。

したがって、指定金融機関等の検査を行っていなかったことは、政令等に違反していると認められる。

（平成 30 年度定期監査結果報告書抜粋 備前市）

備前市青少年健全育成推進本部補助金が過大に交付されており、適正を欠いているもの

社会教育課は、平成 29 年度に、備前市青少年健全育成推進本部に対して、備前市青少年健全育成推進本部補助金を 1,500,000 円交付している。

備前市青少年健全育成推進本部補助金交付要綱によると、補助金の額は、補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額以下の額とし、予算に定める額を上限とするなどとされている。

備前市青少年健全育成推進本部が実績報告書に添えて提出した収支決算書等を確認したところ、補助対象経費の総額は 1,286,664 円であった。

したがって、前記の交付額との差 213,336 円が過大に交付されていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

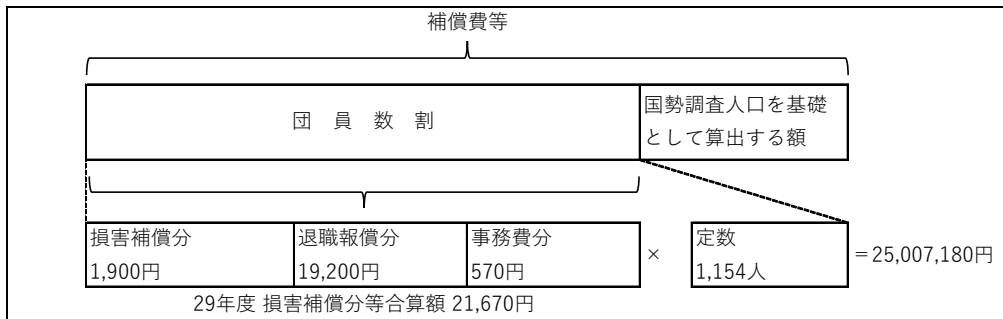
①（平成 29 年度決算審査意見書抜粋 30 年 8 月備前市）

消防団員に係る損害補償費及び退職報償費に関する負担金について

市は、岡山県市町村総合事務組合に対し、非常勤消防団員等損害補償及び非常勤消防団員退職報奨金（以下、これらを合わせて「補償費等」という。）を支出している。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年条例第 1 号）によれば、補償費等の算定に当たっては、前年の 10 月 1 日現在の消防団員の定数を基礎として算出する額（以下「団員数割」という。）と 27 年国勢調査人口を基礎として算出する額を合算することとされている。このうち、団員数割については、一人当たりの損害補償分、退職報償分、事務費分を合算した額（以下「損害補償分等合算額」という。）に定数を乗じて算出することとされている。

図 補償費等と損害補償分等合算額



上記に基づき、29 年度における市の団員数割を算定すると、備前市消防団員（以下「団員」という。）の定数 1,154 人に損害補償分等合算額 2 万 1670 円を乗じた 2500 万 7180 円となっていた。

29 年度の団員の定数と 4 月 1 日現在の団員の人数（以下「実人数」という。）を確認すると、表のとおり、近年、実人数は減少傾向にあり、直近の 5 年間をみても 100 人程度少ないまま推移している。

そこで、前記の算定式に 29 年度の実人数を当てはめて試算すると、団員数割の額は、2245 万余円となり、団員の定数と実人数とのかい離によって生じる補償費等の差が、200 万円以上となっていた。

表 消防団の定数と実人数

区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
定数	1,154 人	1,154 人	1,154 人	1,154 人	1,154 人
実人数	1,059 人	1,065 人	1,024 人	1,044 人	1,036 人

（注 1）各年度の数値は 4 月 1 日現在のものである。

（注 2）28 年 10 月 1 日と 29 年 4 月 1 日の定数は 1,154 人で同じものである。

したがって、市は、定数と実人数がかい離していることにより、数百万円の差が生じていることを念頭に、団員を確保する対策を引き続き行うとともに、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員を積極的に導入することを検討するなど、実人数と定数がかい離している状況について対策を進める必要がある。

②（令和元年度定期監査結果報告書抜粋 瀬戸内市）

有害鳥獣被害防護柵設置事業について、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備することや適切な設置方法等について市民への周知を図ることを検討する必要があるもの

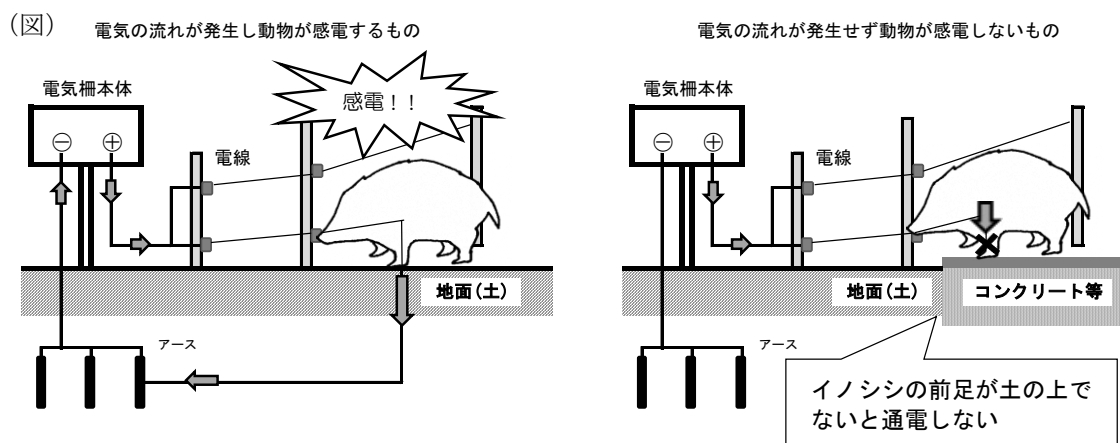
農林水産課は、平成 30 年度に、農作物を有害鳥獣の被害から守り、農業者等の安定的な経営に資するため、瀬戸内市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を 11,331,907 円交付している。

補助金の交付に当たり、同課では、補助金の交付に必要な書類を審査するとともに現地に赴くなどして有害鳥獣被害防護柵（以下「防護柵」という。）の設置状況を確認している。

防護柵の適切な設置方法については、岡山県がパンフレット等を作成しており、これによると、電気柵は、イノシシ等が電線に触れることで電気柵本体からイノシシ等の体や地面を通して電気の流れが発生し、イノシシ等を感じさせるものであることから、電気柵の設置に当たっては、前足が土の上になるよう、コンクリート等の通電が不十分な舗装道路等からは最低 50 cm 離すこと（下図参照）、また、支柱の押し倒しを防ぐため、支柱の外側に電線を張ることなどとされている。

しかし、市内における電気柵の設置状況を確認すると、電気柵が舗装道路から 10cm も離されずに設置されていたり、支柱の内側に電線が張られていたりしており、適切に設置されていない電気柵が複数見受けられた。

したがって、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備するとともに、防護柵の適切な設置方法等について市民への周知を図ることを検討する必要があると認められる。



③（平成 30 年度定期監査結果報告書抜粋 備前市）

環境共生住宅のモデルハウスの利用が低調となっていることから、利用状況に合わせた開館とするなどの対策を検討する必要があるもの

環境課は、平成 21 年度に、環境省からの補助金を受け、環境共生住宅のモデルハウス（以下「エコハウス」という。）を整備している。この事業は、住民等にエコハウスでの体験を通じて、環境共生住宅の需要を創出することを目的とするもので、エコハウスの管理等に係る経費は、29 年度で 2,177,280 円となっている。

27 年度から 29 年度までにおけるエコハウスの利用状況（表 1）についてみると、3 年間における 1 日当たりの平均来館者数は 2.8 人であったものの、来館者が 1 名もなかった日は 27 年度で 141 日、28 年度で 172 日、29 年度で 158 日（開館日の 53.6%）にも上っており、エコハウスの利用が低調となっていた。

また、前記のとおり、当事業は、環境共生住宅の需要を創出することを目的としているにもかかわらず、その成果等については把握していなかった。

したがって、同課は、エコハウスの利用状況に合わせた開館とするなどの対策を検討するとともに、当事業の目的である環境共生住宅の需要創出の効果を測定する手法等を検討する必要があると認められる。

表1 エコハウスの利用状況

	開館日数(日)	来館者なしの日数(日)		来館者数 (人)
			割合	
平成27年度	292	141	48.3%	908
28年度	293	172	58.7%	788
29年度	293	158	53.9%	795
計	878	471	53.6%	2,491